

横浜市立本町小学校  
P T A 規定

第1章 委員会規定

1. 委員の任期は1年とし、期間は4月1日から翌年3月31日までとする。  
但し、委員長の任期は、次年度委員長が承認されるまでとすることができる。
2. 委員会が開催されたときには、委員会報告書を記録し、常任委員会に報告する。  
委員会はそのために必要な役職を設けることができる。
3. 委員会に予算が付与されたときには、委員会は予算を管理し、常任委員会に報告・精算する。委員会はそのために必要な役職を設けることができる。

第2章 常置委員会委員長選出規定

1. 常置委員会の次年度委員長は、当年度委員会により、選出することができる。  
選出される次年度委員長は、当年度委員会委員とは限らない。
2. 前項により、次年度委員長が選出できない場合には、当年度委員長と立候補者との協議により、選出される。  
当年度委員長が事故または会員資格を喪失した場合には、当年度の副委員長が次期委員長選出まで、当年度委員長を代行する。
3. 前二項によっても、次期委員長が選出できない場合には、次年度委員会により、選出することができる。  
選出される次年度委員長は、次年度委員会委員の互選により、選出される。
4. いずれの場合にも、次期委員長の選出ができない場合には、当年度委員長または次年度委員会は常任委員会にその旨を報告する。
5. P T A 会長は P T A 役員をもって、次年度委員長に充てることができる。

第3章 慶弔規定

1. 慶事  
教職員が転退任した場合を除き、当分の間これを認めない。
2. 弔事  
(1) 会員死亡 香典10,000円  
(2) 児童死亡 香典10,000円  
(3) 校医・薬剤師死亡 香典10,000円
3. その他  
必要と認めるときは、常任委員会で別途協議する。

平成16年5月14日制定、平成17年5月17日改訂（第2章）  
令和8年6月8日改定、同日発効（第3章3項を削除し、4項を3項とする）